

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和3年4月8日(2021.4.8)

【公表番号】特表2020-520847(P2020-520847A)

【公表日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-028

【出願番号】特願2019-564520(P2019-564520)

【国際特許分類】

**B 6 0 R 19/04 (2006.01)**

【F I】

B 6 0 R 19/04 M

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月22日(2021.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

自動車に水平方向に配置されるバンパービーム(10)であって、

曲板から製造された細長い主クロス部材(11)を含み、

ここで、該主クロス部材(11)は、両側に2つの細長いウェブ部分(13、14)がある細長い底部分(12)を含み、該細長い底部分(12)および前記細長いウェブ部分(13、14)は、車両に配置されたときに水平方向に、バンパービーム(10)を車両の2つの離間された取付セクションに取り付けるための2つの離間された取付セクション(16)間の少なくとも第1の長さ(L1)にわたって延びるように配置され、ウェブ部分(13、14)は、車両に配置されたときに前記車両から遠ざかるように外方に延びるように底部分(12)の上方および下方に配置され、パッチ(15)は、各取付セクション(16)から水平方向に延びる領域を覆うように細長い底部分(12)に沿って配置され、パッチ(15)は、2つの離間された取付セクション(16)間の第1の長さ(L1)全体に沿って延びるように配置され、パッチ(15)は、取付セクション(16)全体に水平方向に延び、パッチ(15)は、底部分(12)の背面に配置され、車両に配置されたときに前記車両に対向するように配置される、前記バンパービーム。

【請求項2】

パッチ(15)は、両方の取付セクション(16)内に、取付プラケット(17)またはクラッシュボックス(25)への取り付けのための取付手段(18、19)を含む、請求項1に記載のバンパービーム(10)。

【請求項3】

パッチ(15)は、鋼板である、請求項1または2に記載のバンパービーム(10)。

【請求項4】

パッチ(15)は、纖維強化ポリマーから作られる板である、請求項1または2に記載のバンパービーム(10)。